

図書委員会規程

第1条 本学に図書委員会（以下「委員会」という。）をおき、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 図書情報センター規程の改廃に関する事項
- 2 図書情報センターの整備に関する事項
- 3 その他図書情報センター運営に必要な事項

第2条 委員会の構成は次のとおりとする。

- 1 図書情報センター所長、図書委員、図書情報センター事務職員
- 2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

第3条 委員は6人とし、教授会の議を経て学長がこれを委嘱する。

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選とし、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この規程は昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成11年1月6日から施行する。